資料1

豊岡市障害者計画　施策事業の検証　（2021～2025年度）

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	事業実績	課題	所管課
（１）「自己実現できる」まちづくり	①教育の充実	学校施設・設備の改善	学校園において、障害のある児童、生徒が不自由さを感じないよう、障害のある人や保護者の意見を聞き、施設・設備のバリアフリー化を進めます。	福住小学校の屋内運動場トイレスロープ設置や城崎小学校ほかの屋内運動場洋式トイレ設置など、2021年度に複数校でバリアフリー化工事を実施した。2024年度は三江小学校大規模改修工事（特別教室棟入口スロープ設置等）、福住小学校ほか複数校のトイレ洋式化工事、三江小学校・清滝小学校への階段昇降機設置を行った。2025年度は竹野学園の低学年棟新築・既存棟改修工事にあわせ、多目的トイレやスロープの設置等バリアフリーに対応した施設を整備した。	多くの学校園がバリアフリー法施行前に建築された古い施設であり、長寿命化改修工事や大規模改修工事にあわせて順次改修する必要がある。	教育施設課
		学校教育、就学前教育・保育の充実	障害のある児童・生徒、また、ＬＤ、ＡＤＨＤ、高機能自閉症など、生活や学習に何らかの支援を必要とする発達障害のある児童・生徒に対し、一人ひとりの障害の状態やその特性に応じた指導の充実を図るとともに、特別支援教育支援員を配置するなど生活や学習の支援を行います。 また、保育所・幼稚園・認定こども園などにおいても、児童一人ひとりの障害の状態やその特性に応じた教育、保育の充実を図ります。	公立保育所・認定こども園では、軽度障害児３人に１人、中度以上障害児２人に１人を目安に保育士を加配している。特別教育支援員は、2021年度は公立幼稚園２園に４人（看護師１人を含む）を配置していたが、2024・2025年度は１園（2025年度は認定こども園）に１人の配置となっている。	保育人材の確保と質の向上を進める必要がある。	幼児育成課
				各校に特別支援教育コーディネーターを複数配置するとともに、年度初めに保護者と合意形成を図りながら個別の教育支援計画等を見直し、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した計画的な支援を行っている。校内での引継ぎには個別の教育支援計画や個別の指導計画を、進学における校種間の引継ぎには連絡シート・連携シートを活用している。学校生活支援教員（通級指導担当者）は、2021年度の８名（対象児童・生徒150名）から、2026年度は12名（対象児童・生徒217名）へと拡充した。	特別な支援を要する園児・児童・生徒数は増加傾向にあり、特別支援学級支援員および学校生活支援教員（通級指導担当者）の人材確保・育成が課題である。	学校教育課
		サポートファイルの活用≪拡充≫	発達障害のある児童など、何らかの支援を必要とする児童、生徒を対象に、サポートファイルを活用した支援を行います。 また、保護者や関係機関への周知を図るとともに、サポートファイルが進学先、就労先へつながる支援ツールとして関係機関で有効に活用されるよう、各関係機関の情報共有と連携強化を図ります。	校園長会等でサポートファイルについて説明しその重要性を周知するとともに、学校同士が直接受け渡しを行うことで効果的な引継ぎを実施している。2025年度は関係各課が集まり、サポートファイルの現状と課題、運営体制・活用方法について協議し、様式の改善を図った。2026年度は、障害者自立支援協議会こども部会において、サポートファイルの活用方法について関係機関および関係課が集まり検討する予定である。	サポートファイルの存在や活用について、学校や教職員により周知の差がある。	学校教育課
				社会福祉課からの依頼を受け、就学前施設の各園長に、サポートファイルの作成申込みおよび発達支援記録等の作成を依頼している。	就学前に園で作成したサポートファイルの小学校への確実な引継ぎと情報共有。	幼児育成課
				サポートファイルの新規作成申込受付・進学に伴う引継ぎ・管理依頼等を行っており、利用者数は2022年3月末時点486名から2026年3月末時点625名に増加している。	ファイルの活用についての周知、有効活用についての検討。	社会福祉課
		教職員の資質の向上と校園内支援体制の充実	各種研修会、教育相談などを通じて、障害に対応する教育方法の検討協議を行い、教職員の資質の向上に努めます。 また、障害のある子どもに対しての理解を深め、専門的な指導、支援ができるよう、校園内支援体制の充実と関係機関との連携強化を図ります。	校長研修会、特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援学級担任・通級担当者研修会、特別支援教育支援員研修会、園小合同研修会、学校生活支援教員担当者会（研修会）、教育相談会等を実施している。あわせて、すべての子どもが学びに参加できる授業をめざすスーパーバイザー支援事業により、指定中学校区等で発達特性等を踏まえた支援と指導の充実を図る実践的な授業研究を行っている。	園児・児童・生徒の障害特性は多様化・複雑化しており、より専門的な知識と指導・支援の力量が求められている。学校現場が求める実践に役立つ研修を提供していく必要がある。	学校教育課
				特別支援教育の知見を活かし安心・安全な集団づくりをめざす研修会を年３回程度（対面・オンライン）実施している。あわせて、就学前の保育・教育の充実や子どもへの適切な関わりなど職員の資質向上を目的とした「すくすく訪問支援事業」を実施しており、対象は2021年度31園125名から2025年度31園219名へと拡大した。	学校と就学前施設の日常的な連携強化と資質向上にかかる研修の周知徹底、すくすく訪問支援事業の事業趣旨の周知徹底と園内研修の強化。	幼児育成課
		児童・生徒間の交流拡大	障害の有無にかかわらず児童、生徒がお互いの理解を深めるために、県立特別支援学校と地域の学校などとの交流の機会の充実に努めます。 また、障害のある児童、生徒も、障害のない児童、生徒とともに教育が受けられるよう努めます。	県立特別支援学校と市立小学校との交流会や、特別支援学級在籍の児童・生徒が通常の学級の児童・生徒と共に学ぶ「交流及び共同学習」を実施している。	相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育む交流と、教科等のねらいの達成を目的とした共同学習を、計画的・組織的に実施していく必要がある。	学校教育課
				八条認定こども園と豊岡聴覚特別支援学校幼稚部の園児が、遊びや活動を通して年間数回交流している。2025年度は５歳児同士45名と１名が交流し、来園できない園児には聴覚特別支援学校職員がオンライン機能を活用して活動の様子を伝えるなどの工夫を行った。	継続した交流と内容の工夫、連携の充実（計画・交流後の振り返りの機会など）。	幼児育成課
		放課後等の支援の充実	障害のある児童、生徒の特性に応じて、医療、福祉、学校、地域と連携し、地域における総合的な支援に努めます。中でも、保育所、放課後児童クラブとの調整や放課後等デイサービス、日中一時支援事業の充実により、児童の健全な育成に努めます。	放課後等デイサービス・日中一時支援の支給決定者数は、2021年度末時点の放課後等デイサービス236名・日中一時支援25名から、2026年3月末時点で放課後等デイサービス246名・日中一時支援（児童）12名となっている。	長期休暇中にサービスの利用が集中すること、事業所が旧豊岡市内に集中しており、それ以外の地域の方にとって不便な状態となっていること。	社会福祉課
				放課後児童クラブでの障害児の受入れを行っており、受入人数は2021年度38人（20児童クラブ）から2025年度48人（18児童クラブ）となっている。あわせて、特別支援教育の知見を生かし安心・安全な集団づくりをめざす研修会（年２回）や、発達障害等配慮の必要な児童とのかかわり方の研修（2025年度は年４回）を実施している。	放課後児童クラブは専用の施設を持たず幼稚園や小学校の空きスペースを利用して運営しているところがほとんどであるため、障害のある児童の特性に対応する環境（クールダウンする部屋等）が十分整っていない。また、職員体制も恒常的に不足しており、対応できるスキルや知識を持つ人材の確保が課題である。	幼児育成課

豊岡市障害者計画　施策事業の検証　（2021～2025年度）

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	事業実績	課題	所管課
（１）「自己実現できる」まちづくり	②雇用・就労の促進	雇用・就労準備の支援	障害者自立支援協議会を中心に、障害者就業・生活支援センターや就労系障害福祉サービス事業所と連携し、障害のある人の就労準備性を高める支援に取り組みます。	但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就労支援ネットワーク会議に参加し、各市町の就労状況や自立支援協議会の取組み状況について情報共有している。市の施策として、短時間雇用の推進を行っており、2026年度は委託事業として雇用の受入先事業者を開拓する。	事業者の障害者理解の不足、法定雇用率に換算されない時間数の雇用に前向きでないこと、障害者等の通勤可能範囲が限られていること。	社会福祉課
		雇用・就労機会の拡充≪拡充≫	障害者自立支援協議会を中心に、障害者就業・生活支援センターや就労系障害福祉サービス事業所と連携し、超短時間雇用やICTの活用など多様な働き方を推進することにより、雇用・就労機会の拡充に取り組みます。	「雇用・就労準備の支援」の取組みに同じ。		社会福祉課
			障害のある人の雇用については、法定雇用率の達成と雇用の継続を進めることで、民間の事業主の率先垂範となるよう進めます。 また、多様な働き方を推進するとともに、新たな職域の検討や開拓などにより、雇用・就労機会の拡充に取り組みます。	豊岡市役所の障害者雇用率は、2021年6月時点2.69%（法定雇用率2.6%）、2025年6月時点2.89%（法定雇用率2.8%）と、法定雇用率の引き上げに対して達成を続けている。障害種別の内訳は、2025年度は身体障害66.7%、知的障害12.8%、精神障害20.5%となっている。	法定雇用率が引き上げられる中、豊岡市役所の障害者雇用率は達成できているが、雇用拡大に努める必要がある。障害区分にかかわらず雇用促進を図りたいが、精神障害者の雇用定着が難しいことが課題として挙げられる。	人事課
		事業主や職場の理解	障害者自立支援協議会を中心に、障害者雇用を行う企業の取組や各種制度の情報を発信することにより、事業主や職場の方の理解促進に取り組みます。	実績なし。	効果的に情報を伝えるために、伝え方を検討していく必要がある。	社会福祉課
		各種関係機関の連携、ネットワークづくり	雇用・就労の促進と安定雇用に向けて、障害者自立支援協議会を中心として、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、企業、福祉施設、学校などとの連携強化に努めます。	但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就労支援ネットワーク会議に参加し、各市町の就労状況や自立支援協議会の取組状況について情報共有するとともに、障害者自立支援協議会しごと部会において障害者の雇用・就労促進につながる支援について協議している。	各支援機関が、障害者の雇用・就労における目指すべき方向性や支援のあり方について、共通認識のもと支援していく必要がある。	社会福祉課
		障害のある人の就労支援施設への支援	障害のある人の就労支援施設からの物品等の優先調達を推進します。	障害者就労施設等からの物品・役務の優先調達を推進しており、実績額は2025年度合計6,171,337円（目標額6,325,421円）である。	物品の実績額が目標を下回っており、周知が十分にできていない。	社会福祉課
		職場の定着のための支援の充実	継続的な雇用につながるよう、障害者就業・生活支援センターや就労定着支援事業所と連携します。	但馬地域障害者雇用連絡会議や障害者雇用・就労支援ネットワーク会議に参加し、各市町の就労状況や自立支援協議会の取組状況について情報共有している。	就労定着支援の指定を受けている事業所は市内に１ヵ所のみであり、就労系障害福祉サービス事業所が就労定着支援を十分活用できていない。	社会福祉課
（１）「自己実現できる」まちづくり	③社会参加・生きがいづくり	地域活動支援センターの支援≪拡充≫	社会参加や自立支援の場でもある地域活動支援センターの運営を支援するとともに、交流会開催など活動内容の充実を図ります。	市ホームページで地域活動支援センターの情報を発信するとともに、相談者へのパンフレット配布や、相談支援事業所職員が集まる会議等での紹介を行っている。	利用者が少ない事業所もあり、地域活動支援センターを社会参加の場の１つとして知ってもらい、利用者を増やしていく必要がある。	社会福祉課
		移動、交通手段の充実	障害のある人が地域において自立した生活を営める環境づくりや、社会参加しやすい環境づくりをめざし、移動の不自由さの解消、交通手段の充実に努めます。 また、障害のある人にとって電車やバスなどの公共交通機関が使いやすくなるよう取組を進めます。	福祉タクシー・バス共通利用券を、身体障害者１・２級、精神障害者１級、知的障害者Ａ判定の方に交付枚数４枚/月（無料送迎のない透析患者は13枚/月）で配付している。交付者数・利用実績は2021年度147名（タクシー2,777枚・バス3,405枚、助成額1,729,000円）から2024年度121名（タクシー1,922枚・バス2,987枚、助成額1,259,700円）へと減少しているが、2025年度からは１回あたりの利用上限を２枚（1,000円）まで増やしている。	１回あたりの助成額を増やしてほしいとの要望があるが、市の財政負担（単費）が増加する。	社会福祉課
				外出支援サービス助成事業により、人工透析患者・重度要介護者等の移動制約者が福祉輸送車両を利用した場合の料金の一部を助成している。2025年度からは障害者手帳の交付を受けている者が乗車時に手帳を提示した場合、利用者負担を軽減するよう改正した。	介護タクシーは利便性が高い分、運賃も割高であり、遠距離ほど助成額が高額になるため、全体の助成額が多くなっている。持続可能な制度設計への見直しや、相乗り・福祉有償運送など利用者の実費負担が軽減される仕組みの導入・拡大が望まれる。	高齢者支援課
				鉄道（JR、北近畿タンゴ鉄道）の運営支援、路線バスやコミュニティバス（コバス、イナカー、チクタク）の運行支援、但馬空港の利用促進に取り組んでいる。2025年度は、バス運転士の高齢化と担い手不足に対応するため、地域ドライバーを活用する共助交通「たけの～る」を新たに導入した。	人口減少や車社会の影響による利用者数の減少、公共交通事業者の経営悪化に伴う路線の休廃止等により運行持続性に不安がある。バス運転士の高齢化と担い手不足が深刻化しており、自動車を運転できない方の移動手段確保のため地域の力の活用が不可欠である。	経営企画課
		コミュニケーション手段の確保 ≪拡充≫	視覚や聴覚に障害のある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者などの派遣を行うとともに、リモート通訳に対応できるよう支援します。また、手話、要約筆記、点訳、朗読奉仕員の人材の養成、確保を図り、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業の周知、技術の向上に努めます。	手話通訳者を１名設置するとともに、意思疎通支援事業として手話通訳者・要約筆記者の派遣を行っている。（2025年度：手話通訳者派遣申請件数271件・派遣人数313人、要約筆記者派遣申請件数6件・派遣人数18人）。手話奉仕員養成講座や登録手話通訳者現任研修も継続して実施している。2025年度からは、案内物の文字情報を音声情報に変えて届ける音声コードの導入など、視覚障害者向けの取組みも開始した。	手話通訳者・要約筆記者の高齢化が進んでおり、その育成が課題である。	社会福祉課
		地域活動への参加促進	障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促進するため、外出の支援を行います。 また、障害のある人がスポーツ、文化事業、コミュニティなどの地域活動へ参加しやすい環境づくりに努めるとともに、教養や知識を高めるための生涯学習の機会の充実を図ります。	豊岡市身体障害者スポーツ大会、豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会を開催しているほか、社会参加のきっかけ・仲間づくり・地域住民とのふれあいを目的とした居場所づくり事業を市内各地域（豊岡北・豊岡南・城崎・竹野・日高・出石・但東の各地域）で開催している。	豊岡市身体障害者スポーツ大会は高齢化により参加者が年々減少している。豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会も参加者が減少しているため、種目変更等によりより多くの方に参加してもらえるよう取り組む。	社会福祉課
				身体・知的障害のある15歳以上の市民を対象とした「豊岡市くすの木学校」（スポーツ、社会見学、調理、創作活動等を年間9～10回程度実施）、視覚障害のある15歳以上の市民を対象とした「豊岡市青い鳥学級」（社会見学、音楽・合唱、そば打ち体験等を年間7回程度実施）を開設している。「豊岡市くすの木学校」は2024年度、「豊岡市青い鳥学級」は2025年度に、それぞれ「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰を受賞した。	「豊岡市青い鳥学級」は学級生の高齢化・固定化が課題となっており、参加者拡大に向けた効果的な周知方法が必要である。両事業とも支援者の高齢化やボランティアの確保も課題となっている。	教育総務課
		障害者団体の活動の活性化	障害のある人が生きがいのある生活を送るために、障害者団体の自発的な活動とその活性化を促進します。 また、障害者団体をはじめ、障害のある人のさまざまな思いを施策に反映させるため、意見を聞く場の確保に努めます。	障害者団体の自発的な活動とその活性化の一助として、関係団体に補助金を交付している（2025年度は豊岡市身体障害者福祉協会1,151千円、手をつなぐ育成会382.5千円）。	身体障害者団体については会員の減少と高齢化が課題となっている。	社会福祉課
		スポーツ、文化活動参加への促進	（公財）兵庫県障害者スポーツ協会主催の障害者スポーツ指導員養成講習会や兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会への参加を促すとともに、レクリエーション及びスポーツ大会の開催などを通じて、障害のある人同士や障害のない人との交流を促進します。また、障害者スポーツ指導員の協力のもと、障害者スポーツ振興を推進します。 さらに、身近で気軽にスポーツに親しむことができるよう、だれもが利用しやすい施設などの整備を図ります。 豊岡市美術展や兵庫県障害者芸術・文化祭への出展を促すなど、絵画、写真などの趣味や自主的な文化活動への意欲向上を図り社会参加を促進します。	兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会への参加、豊岡市障害者スポーツ・チャレンジ大会、豊岡市身体障害者スポーツ大会の開催、がっせぇアート展の開催（共催）等に取り組んでいる。		社会福祉課
				豊岡市美術展での「特別支援学級児童生徒作品展」開催（2025年度は64点・70名分展示）や、くすの木学級・障害者スポーツチャレンジ大会へのスポーツ推進委員の派遣を行っている。	豊岡市在住の障害者スポーツ指導員は22名いるものの、実際の活動希望者は数名にとどまっている。障害の有無にかかわらず参加できるスポーツイベント等を実施することで、障害のある方も楽しめる場をつくるとともに、障害者スポーツ指導員の活動の場を増やす必要がある。	文化・スポーツ振興課

豊岡市障害者計画　施策事業の検証　（2021～2025年度）

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	事業実績	課題	所管課
（２）「人と人が支え合う」まちづくり	①広報・啓発	障害者計画に関する施策の広報活動	計画内容が広く市民に伝わるよう各種媒体を通じて情報提供を行います。また、計画に関連するさまざまな取組について、広報に努めます。 【各種媒体】 〇市広報紙　〇市ホームページ 〇市出前講座　〇FMジャングルなどの報道機関 〇防災行政無線	社会福祉課による市広報連載「わたしたちの障害福祉」の掲載や、市広報・ホームページ・防災行政無線など各種媒体を通じた情報発信を行っている。	各部署・関係機関からの積極的な情報発信が必要である。	秘書広報課
				市広報連載「わたしたちの障害福祉」にて障害者差別解消法や手話言語等を取り上げているほか、市ホームページで障害福祉に関する情報提供を行っている（2021年度には障害福祉に係る市ホームページを刷新し、情報へのアクセス利便性を向上させた）。2025年度は出前講座を６団体で実施した。	障害や障害のある方に対する市民意識の向上に向けての効果的な広報・啓発の方法を検討する必要がある。	社会福祉課
		広報・啓発活動の充実	障害者週間や人権週間などの機会をとらえ、障害や障害のある人、特に外見ではわかりにくい障害に対する市民意識の向上に向けて、広報・啓発活動を進めます。 また、障害のある人が中心となって企画する啓発イベントなどの実施を促進します。	毎年、市広報に障害者週間の記事を掲載しているほか、手話言語の国際デーにあわせた稽古堂のブルーライトアップ等を実施している。2025年度は図書館本館での手話体験イベントを実施した。	広報・啓発のため、市広報の掲載等を継続的に行う必要がある。	社会福祉課
				「人権運動をすすめる県民運動」推進強調月間（8月）や12月の人権週間の機会に人権講演会を実施している。2025年度は難病を乗り越えた体験談や、手話を中心とした外見では分かりにくい障害についての講演を行い、12月の講演会はPTA連合会との共催として、普段障害や人権に触れる機会の少ない30～40代に多く参加してもらった。		多様性推進・ジェンダーギャップ対策課
		地域における福祉教育、人権教育の推進	市の出前講座など市民のニーズに応じた学習機会、学習メニューの提供に努めます。障害者団体のみならず、多くの人の参加を得られるよう工夫し、障害や障害のある人に対する正しい理解を深める取組を進めます。	市民・団体からのニーズに応じて出前講座を実施しており、2025年度は6団体で実施した。		社会福祉課
				市の登録講師（豊岡市人権教育推進員）の派遣やDVDの貸出、人権啓発誌「かがやき」の発行等により周知を行っているが、障害をテーマにした研修の利用実績はない。	出前講座（人権教育推進員）の周知が十分にできていない。	多様性推進・ジェンダーギャップ対策課
		学校における福祉教育、人権教育の推進 ≪拡充≫	障害への理解や支え合う人間関係の構築のため、障害の有無に関わらず、共に学び育つ機会の拡充に努めます。 また、手話学習や車いす体験、アイマスク体験といった福祉体験学習を積極的に取り入れ、学校の教育活動全体の中で福祉に関する知的理解と心情、実践力の育成を図ります。	手話学習、車いす体験、アイマスク体験等の福祉体験学習や、体験活動を通して思いやりの心・命を大切にする心を育む「ふれあい育児体験」に取り組んでいる。各校が人権教育についての年間指導計画を作成し、人権教育資料「ほほえみ」「きらめき」等を活用した人権教育を行っている。	知的理解や心情だけでなく、人権が尊重される学級・学校・社会づくりに向けた行動につながる福祉教育、人権教育をめざし、教職員の意識や指導力の向上を図る必要がある。	学校教育課
		交流活動の促進	障害のある人とない人が気軽に交流できる行事や催し物への取組を支援し、市民の相互理解や障害のある人の社会参加及び交流活動を促進します。	「地域活動への参加促進」の取組みと同様、スポーツ大会や居場所づくり事業等を通じた交流を行っているほか、2025年度は出前講座を市民・団体からのニーズに応じて実施した（6団体）。	イベント終了後に当事者およびボランティアに感想を伺い、イベントの改善につなげる必要がある。	社会福祉課
				「市民ふれあいのつどい」において、講演会は手話通訳・要約筆記を実施し、DVD・ビデオ上映は日本語字幕ありで行うなど、障害のある方の社会参加促進に努めている。		多様性推進・ジェンダーギャップ対策課
（２）「人と人が支え合う」まちづくり	②人材育成・確保	福祉人材の育成・確保 ≪拡充≫	相談支援やケアマネジメントなどに携わる福祉人材の育成・確保に努めます。 特に障害のある人の地域生活を支える根幹となる相談支援を担う人材の育成・確保の支援に努めます。 また、人材の育成や確保にあたっては、障害者自立支援協議会を中心として、福祉、保健、医療、教育、事業者などのネットワークを活用し、高齢者や障害者も支援者として活躍できる取組を検討します。研修は、オンライン研修の活用についての協議を進めます。	障害者自立支援協議会による研修会（相談支援専門員等を対象とした講演やグループワーク、ロールプレイ演習等）を継続的に開催し、相談支援を担う人材の育成に取り組んでいる。あわせて、相談支援専門員の雇用に要する経費の一部を助成する計画相談支援推進事業補助金の交付や、兵庫県相談支援従事者初任者研修インターバル実習の受入れなど、人材確保に向けた支援を行っている。	障害福祉サービスの利用者増加に対して相談支援専門員が充足しておらず、人材確保の取り組みの継続が必要である。また、各相談支援専門員のスキルアップの取り組みも継続が必要である。	社会福祉課
		支援者への障害理解の促進 ≪拡充≫	民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員、社会福祉協議会職員などが、障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、抱えている課題を把握するため、障害者自立支援協議会と連携して研修会や交流会を開催し、障害のある人の参加も検討します。	民生委員・児童委員、社会福祉協議会の代表者等で構成する障害者自立支援協議会全体会議を年２回開催し、課題の共有を行っている。	代表者以外の多くの支援者に対しても理解を深めていく必要がある。	社会福祉課
				小中高等学校等での福祉学習支援（年間80回以上）において、車いす・聴覚・視覚障害等の当事者を講師とした疑似体験や交流・講話を行い、児童生徒への理解促進と家庭・地域への波及を図っている。また、障害者の居場所づくり事業を民生委員・児童委員障害福祉部会等と協働で企画・運営し、支援者の障害理解を深める機会としている。	地域における支え合い活動や見守り活動は高齢者を対象としたものが多く、障害者を対象とした活動・見守りの機会は依然として少ないため、地域において障害者福祉に目が向けられるような働きかけが必要である。また自立支援協議会と社協の組織間での連携した研修や交流会等の取り組みはできていない。	社会福祉協議会
		ボランティアの確保・育成	社会福祉協議会との連携により、ボランティアの担い手の確保に努めるとともに、人材育成、技能の向上などを促進し、活動の活性化を図ります。	障害者ボランティア養成研修事業やスポーツ大会・クリスマス会のボランティア募集を行っている。近年はどの分野のボランティアも足りており、養成研修事業自体を中止した。		社会福祉課
				障害者をサポートするボランティアグループへの活動支援（2026年3月末時点89グループ登録）や、障害者クリスマス会・居場所づくり事業等を通じた一般住民・学生ボランティアへの参加呼びかけを行っている。2025年度は、ボランティアの高齢化により休止していたボランティア連絡会を、市民活動者や移住者等さまざまな方が参加できる会として再構築し、具体的な取り組みの検討を実施。	ボランティアグループの人員減少・固定化・高齢化が大きな課題であり、新規ボランティアの育成に向けた養成講座の実施も課題となっている。	社会福祉協議会
		ボランティア活動の機会の充実	ボランティア・市民活動センター（社会福祉協議会）との連携により、市民のボランティア活動機会の拡大、充実に努めます。積極的に広報することでボランティア活動に対する市民の理解を促進し、ボランティア活動への参加を呼びかけます。	スポーツ大会やクリスマス会の実施を通じてボランティア活動の機会を提供した。		社会福祉課
				障害者クリスマス会や居場所づくり事業（年13回程度実施、延べ300名超が参加）等において、一般住民や学生等幅広くボランティア活動への参加を呼びかけ、企画段階から関わってもらうことで主体的な活動を促している。2025年度はサマーボランティア体験として点訳・朗読分野の活動体験を実施したほか、高校・短大・専門職大学へのボランティア募集情報の送付などにより学生の参加を呼びかけた。	ボランティア参加を希望する方があっても活動先が多くはなく、希望する活動につながらないことがある。障害者施設側も、学生ボランティアの募集方法や学校とのつながりの構築に苦慮している。継続的な活動参加につながる環境づくりが課題である。 また行政とボランティア・市民活動センターとの連携については非常に関わりが薄く、連携する所までには至っていない。	社会福祉協議会
（２）「人と人が支え合う」まちづくり	③ネットワークづくりの推進	障害のある人やその家族同士のネットワークづくりの推進	障害のある人とない人の交流とともに、障害のある人やその家族同士が交流の場で情報交換などを行うことができるネットワークづくりを進めます。	各地域における障害者対象の居場所づくり事業を継続開催した。		社会福祉課
				障害者クリスマス会や居場所づくり事業を通じて、当事者・障害者団体・ボランティア等地域住民が交流できる場づくりを行っている。自立支援協議会こども部会による、障害のある子の保護者同士の交流・情報交換の場「お話カフェ」を継続開催してきたが、障害者サービス事業所単位での交流会開催が定着してきたことを踏まえ、2025年度に一定の役割を果たしたとして取組みを終了した。また、一般社団法人豊岡アートアクションと協働した即興ダンスワークショップを市内各所（2025年度は5か所）で実施し、当事者・家族に加え学生や地域住民も参加する障害理解と交流の場となっている。	障害者の居場所づくり事業は参加者の固定化が進んでおり、開催方法（会場・内容等）の見直しが必要である。各事業が単発またはその圏域内の交流にとどまり、継続的なつながりや情報交換ができるネットワークづくりまでは進んでいない。	社会福祉協議会
		地域におけるネットワークづくりの推進	障害のある人を取り巻く課題に対応するため、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、地域活動支援センター、民生委員・児童委員、区、コミュニティセンター、ボランティアグループなどの地域の様々な資源を活用し、障害のある人に応じた地域支援ができるネットワークづくりを進めます。	但馬地区内の精神障害者家族会のネットワークが広がるよう、家族の集い等の事業開催にあたり実行委員会（後援）に参画し促進を図っている（2024年度は「豊岡市こころの病気をもつ人の家族のつどい」を開催）。	精神障害者家族会のスタッフ・会員の高齢化に伴い、研修会や家族教室の運営が負担となっている。	社会福祉課

豊岡市障害者計画　施策事業の検証　（2021～2025年度）

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	事業実績	課題	所管課
（３）「いつどこでも相談できる」まちづくり	①権利擁護の推進	障害を理由とする差別の解消の推進	出前講座などにより、市民及び事業所等への障害者差別解消法の周知、啓発に取り組むとともに、相談窓口での相談、市の事務事業においては、職員対応要領に基づく対応等、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組みます。 また、今後の法改正や国や県の動きを注視し、市の施策についての取組を検討するとともに、障害者差別防止に関する意識啓発や、差別された時の相談窓口などの広報・啓発に努めます。	障害者差別解消法の改正について市広報に掲載するなど周知を図るとともに、法に関する相談対応を行っている（2025年度は1件対応）。	引き続き、障害者差別解消法の周知に取り組む必要がある。	社会福祉課
		権利擁護事業の推進	福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、財産管理が必要な人に対して、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）や成年後見制度の活用を促し、自立した地域生活の実現を支援します。年々増加する日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）のニーズに対応するため、具体的な方策を検討します。	2025年度までは障害者自立支援協議会において虐待防止・権利擁護研修や消費者被害防止研修を毎年実施してきた。なお、2022年度に障害福祉サービス事業所において「虐待防止委員会の設置」と「従業者への研修実施」が義務化されている。	虐待の早期発見・早期対応、適切に権利擁護が受けられるための支援体制の強化。	社会福祉課
				地域包括支援センターにおいて、成年後見制度・高齢者虐待等の権利擁護に関する相談・対応を行っており、相談件数は増加傾向にある。市ホームページ・高齢者ふくしガイドブックでの周知・啓発や、外部講師を招いた権利擁護研修会も継続開催している。	精神障害・知的障害・認知症等の病気や権利侵害等、様々な問題を重層的に抱えるケースへの対応のため、各関係機関等との連携が必要である。また、消費者被害を防ぐため、市消費生活センターや但馬消費生活センター等との連携強化が必要である。	高齢者支援課
				日常生活自立支援事業により、金銭管理や福祉サービス利用援助等が必要な方への支援を行っている（2026年3月末時点65名利用、延べ5,513件の相談対応）。障害者相談支援事業所、地域包括支援センター等の関係機関、市との連携、地域住民との協働をしながら支援している。	支援員の担い手が不足しているうえ、判断能力がほとんどない状態になった後の支援や、施設入所・長期入院など利用対象から外れた場合の対処、身寄りのない利用者への対応など、事業の支援範囲を超える状況に直面することが多い。成年後見制度の利用が必要になっても適切なタイミングでつながらないことが多く、権利擁護の在り方について協議の必要性がある。	社会福祉協議会
		成年後見制度の利用支援	成年後見制度を活用して、障害のある人がいつまでも安心して地域で生活できるよう、社会福祉協議会と連携を図り、成年後見制度の利用に関する情報の提供に努めるとともに、利用にあたっての低所得者等への経済的支援を実施します。 また、成年後見制度の利用促進のため、「成年後見制度利用促進基本計画」の策定に関する研究をします。	市長申立てへの対応を行っている（2025年度は審判2件、報酬助成1件）。	制度に対する認知度（理解度）が低いことと、申請における事務手続きが煩雑であることが課題である。	社会福祉課
				地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の利用が必要な高齢者への市長申立て等の支援や、後見人等への報酬助成を行っている。市ホームページ・高齢者ふくしガイドブックでの周知・啓発、外部講師を招いた権利擁護研修会も継続開催している。	成年後見制度を必要とする方が利用できるよう、一般住民や介護支援専門員等への周知啓発が必要である。あわせて、判断能力が十分でない方の財産や暮らしの中の権利を守るための相談窓口やネットワーク調整を行う中核機関の設置が求められている。	高齢者支援課
		障害者（児）虐待等の防止	障害者（児）虐待の定義や通報・通告義務について、特に障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の職員や障害のある人の家族、学校園教職員、民生委員・児童委員に周知を図り、虐待に関する理解を促進し、未然防止に取り組みます。 また、虐待の早期発見・早期対応を行うため、障害者相談支援事業所、こども家庭センター、地域包括支援センター等の関係機関との連携強化を図ります。	障害者自立支援協議会において虐待防止・権利擁護研修を毎年実施しているほか、民間法人の虐待・身体拘束防止委員会へのオブザーバー参加等にも取り組んでいる。なお、2022年度に障害福祉サービス事業所において「虐待防止委員会の設置」と「従業者への研修実施」が義務化されている。	権利擁護と基幹相談支援センターの担当が虐待対応を行っているが、専門的な知識と対応力が必要とされる。虐待防止に関する専門性の確保が課題である。	社会福祉課
				地域包括支援センターにおいて成年後見制度・高齢者虐待等の権利擁護に関する相談・対応を行っており、相談件数は増加傾向にある。2025年度より「豊岡市高齢者虐待対応マニュアル」の改訂を進めている。	地域包括支援センター職員等は、高齢者虐待に対して速やかに適切な対応を講じる必要性があるため、その知識の取得や能力の向上が必要である。	高齢者支援課
				児童虐待に関する相談対応（2025年度は家庭相談件数8,982件のうち4,551件、通告33件）や、要保護児童対策協議会主催の児童虐待防止研修会・虐待防止月間（11月）の広報活動を実施している。個別ケースは要保護児童対策協議会実務者会議で進行管理を行い、事案発生時には速やかに受理会議を開催して安全確認と関係機関連携による方針決定を行っている。	児童虐待は家庭内で起きることが多く実態の把握が困難であり、特に低年齢の子どもは自らSOSを出すことが難しいため、子どもに関わる機関が常に意識し見守る必要がある。虐待行為を躾と認識している保護者も多く、指導後も改善に至らないケースがある。	こども支援センター
				障害者虐待について、市や関係機関と連携しながら速やかな対応を行うとともに、障害福祉サービス事業所への啓発活動を実施している。	虐待を未然に防ぐ支援だけにとどまらず、成年後見制度の積極的な活用や第三者による代理決定も含めた意思決定支援・権利擁護の在り方について、専門機関も含めた検討・協議が必要である。	社会福祉協議会

豊岡市障害者計画　施策事業の検証　（2021～2025年度）

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	事業実績	課題	所管課
（３）「いつどこでも相談できる」まちづくり	②相談体制・情報提供の充実	地域の相談支援体制の充実	専門性を有し、保健や医療、福祉などに関する相談に総合的に応じることができる相談支援事業所や相談支援専門員の増加を図り、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図ります。 また、障害者自立支援協議会や基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援機関のスキルアップや連携体制の充実を通して、障害のある人の意思を尊重した相談しやすい環境づくりを進めます。	障害者相談支援事業を複数事業所に委託しており（2025年度は3事業所）、2023年度からは障害者基幹相談支援センターを市直営で運営している。障害者自立支援協議会相談支援グループ（年6回開催）や主任・基幹連絡会議（年6回開催）を通じて、相談支援事業所間の情報共有やスキルアップを図っているほか、新たに相談支援専門員を配置する事業所への雇用経費補助も行っている。	障害福祉サービスの利用希望者や発達障害児に対する早期療育の希望者が増加する中、相談支援専門員1人が抱える件数が増え、負担が大きくなっている。児童の相談支援については体制が追いついておらず、セルフプランによる障害児支援サービス利用者が増加している。	社会福祉課
				地域包括支援センターにおいて、本人・家族・近隣住民・民生委員等からの相談に対応し、サービスや制度に関する情報提供・関係機関紹介を行っている。「高齢者見守りネットワーク事業」や「認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業」への協力事業者参加要請・事前登録を進めており、市広報やホームページでの周知・啓発も行っている。2025年度は豊岡圏域の地域包括支援センターが直営化された。	支援困難事例に対応できる体制の強化と職員の対応能力向上が必要である。身寄りのない対象者が増加しており、意思決定支援における意思表明の支援の際に手間と配慮が必要となっている。	高齢者支援課
				健康増進課窓口や各振興局での保健師駐在日での相談対応、もしもし電話健康相談、地区担当保健師による家庭訪問などを実施している。	相談者が減少している。特に電話相談では自身の相談ごとをうまく表現できず対応に時間と労力を要することがあり、適切なつなぎ先へつなぐことが難しい場合がある。	健康増進課
		発達障害者に対する個別相談体制の充実　≪新規≫	発達障害が疑われる大人の方やその家族が、心理専門職等による専門相談を受けられるよう相談体制の充実に努めます。	市内の発達障害者支援の専門機関の心理士を相談員として、大人の発達障害専門相談を年6回程度開催している（実施にあたり必要時は市内の民間専門機関や市健康増進課と連携）。	専門相談のニーズは高く継続相談が必要なケースも多いが、つなぎ先となる地域資源が不足している。また、専門職の高齢化もあり、次世代の育成も課題である。	社会福祉課
		障害者相談員活動のスキルアップ	障害のある人やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関と協力し解決にあたる身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員のスキルアップを支援します。	身体障害者相談・視覚障害者相談（健康福祉センターで偶数月）、聴覚障害者相談（奇数月）、精神障害者相談（各庁舎持ち回りで3ヶ月に1回）、知的障害者相談（立野庁舎で毎月1回）を実施している。	相談員の減少に伴い、将来的に担い手不足となる可能性がある。	社会福祉課
		情報内容・提供方法の充実	情報収集、利用などが困難な障害のある人に対して情報格差の解消を図るために、障害の状況に応じた多様な情報提供のあり方について検討を進めます。 市のホームページ、市広報紙「広報とよおか」、防災行政無線などを通じた情報提供については、障害のある人にもわかりやすい情報の提供に努めます。 視覚障害のある人には、活字文章の音声などへの対応、聴覚障害のある人にはＦＡＸ、メール、磁気ループ設置による情報提供など、障害の種類に配慮した提供方法の充実に努めます。	声の広報・議会だより発行事業（つくしの会へ委託）、録音図書・録音CDの発行、防災情報のFAX・メール配信（不定期、災害時のみ）を実施した。		社会福祉課
				市広報、ホームページ、SNS（LINE、X、Facebook）、防災行政無線など多様な媒体により情報発信している（2022年1月には広報公式X（旧Twitter）を開設）。	誰にでも伝わる情報発信の手法を検討する必要がある。	秘書広報課
		電子媒体を活用した情報提供の実施	パソコンや スマートフォンなどによるインターネットの普及状況を踏まえ、電子媒体を活用した情報提供を 行います。	災害時に防災無線で放送される台風の進路情報や避難情報等について、防災FAX・メールの登録者へ随時情報提供を行うとともに、市ホームページにより障害福祉サービス等の情報を掲載している。	特になし。	社会福祉課
				ホームページ、SNS（LINE、X、Facebook）による情報発信を行っている。	誰にでも伝わる情報発信の手法を検討する必要がある。	秘書広報課

豊岡市障害者計画　施策事業の検証　（2021～2025年度）

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	事業実績	課題	所管課
（３）「いつどこでも相談できる」まちづくり	③障害の早期発見・療育体制の充実	早期発見・療育の充実 【乳幼児健康診査】 ≪拡充≫	乳幼児健康診査（４か月児、７か月児、１歳６か月児、３歳児）の受診率の向上、内容の充実に努め、発達段階に応じた保健指導を行います。特に、発達障害児の早期発見と支援のため、スクリーニングの実施と支援教室の拡充を行います。また、発達確認や健康保持、増進、疾病、虐待の早期発見、親子同士の交流など、育児支援の役割も果たせるよう努めます。 さらに、未受診者に対してのフォローも行います。	乳幼児健康診査（4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児）を市内3会場で実施している（2025年度は4か月児18回、7か月児18回、1歳6か月児21回、3歳児24回）。未受診者には電話や家庭訪問等で受診勧奨や状況把握を行うとともに、発達が気になる児や発達障害が疑われる児、親子の関わりに課題がある児に対しては、電話・家庭訪問・発達相談・育児支援教室等により保護者の支援を行っている。	1歳6か月児健診以降、次の健診が2年後の3歳児健診となっており、児の発達に合わせたフォローのタイミングや経過観察の方法、1歳6か月～2歳頃の発達課題に対するフォローの受け皿の選定が難しい。また、3歳児健診が3歳6か月に変更されたことで5歳児発達相談までの間隔が短くなっている。	こども未来課
		発達障害児に対する相談体制の充実、育児支援	健康診査、５歳児発達相談などにおいて、発達障害が疑われる子どもには、その後の相談、訪問により専門機関への紹介を行います。また、発達が気になる子どもには、親子のかかわり方を中心にした集団指導や臨床心理士などによる個別指導を実施することで、子どもの心身の発達につながる支援と保護者に対する相談体制の充実に努めます。	のびのびキッズ（心理相談）、わんぱくクリニック（専門医による発達相談）、こがもらんど・にじっこくらぶ（育児支援教室）、にこにこ教室（2歳児教室）等を実施しているほか、すくすく訪問園支援事業や5歳児発達相談（こども支援センター）にも協力している。	就労している保護者が増えているため、電話でのフォローが難しい。	こども未来課
				障害児支援を行う事業者に委託し、発達障害等のある子どもの保護者に対してペアレントトレーニングを実施している。（2024年度実績：24名、2025年度実績：33名）		社会福祉課
				こども未来課が実施する各種健康診査、乳幼児心理相談等の機会に、臨床心理士が保護者からの相談を受け、必要に応じて検査を実施したり関係機関へつないだりする支援を行っている。2026年度は5歳児発達相談で保護者全員へのアンケートを実施し、希望者に医師・心理士による相談を行った。	こども家庭庁は子どもの特性の早期発見・支援のため悉皆の「5歳児健診」実施を推進しており、市としても実施方法や体制を検討する必要がある。	こども支援センター
		地域療育体制の充実	障害の早期発見、相談、指導、通園、通所がスムーズに行われるよう、保健、医療、福祉、教育などの関係機関の連携を図り療育体制の充実に努めます。	児童通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）の新規支給決定を行っている（2025年度は児童発達支援32名・放課後等デイサービス36名、新規支給決定68名のうちセルフプラン利用者15名）。	児童通所支援の利用者増加に伴い相談支援事業所が対応しきれず、多くが新規受付を制限している。新規利用者の多くがセルフプランでの利用となっており、家族支援が必要なケースでも相談支援がつきにくい状況である。	社会福祉課
				乳幼児健診に医師・保健師・臨床心理士・看護師・保育士・栄養士・歯科衛生士等の多職種が従事し、発育・発達の課題や虐待の早期発見、育児不安の軽減に努めている。発達が気になる児や育てにくさを訴える保護者には、育児支援教室（集団・個別）等への参加を促し継続的なフォローを行っている（個別療育体験は2025年度4事業所に委託）。	療育機関によっては慢性的に定員が埋まっており、タイムリーに利用できない、または選択肢が狭まっている。	こども未来課
				子どもの発達に関する相談対応（2025年度実績：発達相談1,211件、発達検査・視機能検査等203件）を行い、療育が必要と思われる場合は保護者の理解を得ながら専門機関につないでいる。保育園・こども園等の発達の気がかりな園児を対象に、幼児育成課・こども未来課との連携による「すくすく訪問支援事業」も実施している。	発達に課題があり療育が必要であっても、つなぎ先が限られている。療育体制の充実、資源の開拓が必要である。	こども支援センター
		こども支援センターを中心としたこども支援機関の連携	こども支援センターを通して、発達障害児等に対する支援体制の充実を図るとともに、児童、生徒や保護者と学校、保育所、幼稚園、認定こども園、北但広域療育センターをはじめとする関係機関との円滑な連携を進め、子どもの成長を支援します。	「個別の支援が必要な子ども」「気になる子ども」にかかる園職員向け訪問事業として、こども支援センターの心理士等関係機関と連携しながら「すくすく訪問（保育所等訪問支援事業）」を実施（2025年度は31園219名）している。北但広域療育センターと情報共有・連携を図り、スムーズな就学を目指している。「支援がいらない子はひとりもいない」という理念のもと、子どもの困り感の理解・支援のあり方に関する研修会も実施している。	すくすく訪問の実施内容・体制の見直し、関係機関別の連携のあり方の整理・検討を引き続き行っていく。	幼児育成課
				発達障害児等支援連絡会議を開催し、関係機関（豊岡健康福祉事務所、こども家庭センター、北但広域療育センター、発達障害者支援センター、特別支援学校等）での現状や課題の情報共有を行っている。2025年度は、こども支援センターやこども家庭センターが招集する個別支援会議に、障害者基幹相談支援センターとして出席した。	就学後は学校によって対応が異なり、支援に差が生じている。	社会福祉課
				発達の課題や虐待の早期発見、育児不安の軽減に努めるとともに、発達相談・心理相談等を定期的に開催し、発達が気になる児や発達障害が疑われる児等への相談・支援を行っている。園で相談のあった方をスムーズに市の相談事業につなぐためのチラシを作成し、すくすく園支援訪問事業の際に配布している。	発達に課題のある児とその家族への支援は個別性が高く、就園・就学がスムーズに行えるよう関係者間での情報共有が必要である。	こども未来課
		北但広域療育センターにおける相談、支援体制の充実 ≪拡充≫	地域の中核的な療育支援施設として児童発達支援センターの指定を受けている北但広域療育センターにおいて、専門職による幼児期からの一貫した療育指導、訓練を提供し、保護者や家族への支援を充実します。 また、障害児相談支援、保育所等訪問支援を充実するとともに、関係機関等との連携体制の構築を図り、総合的な障害児・者療育を行います。	北但広域療育センター内の各事業所（ぴあほくたん、すまいる、トゥモロー、らみい）で利用者の情報共有を行い、一人ひとりに合った支援を行っている。療育の実施にあたっては利用者アンケート等によりニーズを把握して支援に活かすとともに、保護者会を開催して療育の情報提供や保護者同士のつながりの機会を設けている。	早期発見・早期療育の推進により低年齢の療育センター利用者が増加しているが、支給決定をしても年度当初時点で空きがない状態であり、十分な受け入れができていない。	社会福祉課

豊岡市障害者計画　施策事業の検証　（2021～2025年度）

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	事業実績	課題	所管課
（４）「地域で生活できる」まちづくり	①保健・医療の充実	効果的な保健・医療サービスの提供	相談から治療、訓練、指導に至るまで、一貫した保健、医療サービスが受けられるよう、医療関係機関との連携のもと、効果的なサービスの提供に努めます。	乳幼児健診や発達相談からの精密健診受診の際に情報提供書を作成し、医療機関等関係機関との円滑な連携を図っている。	特になし。	こども未来課
				認知症疾患医療センター・医師会・かかりつけ医等との連携強化を図りつつ、地域包括支援センターや介護支援専門員等とも連携し、認知症の方とその家族への支援を行っている。認知症初期集中支援チームによる相談対応、認知症VR体験会の実施、市ホームページ・高齢者ふくしガイドブック・市広報等での周知・啓発にも取り組んでいる。	認知症は誰でもなるものとしてとらえ、認知症であってもなくても安心して暮らせる地域を目指して、「新しい認知症観」の普及啓発を行い、認知症を理解し自分事として考えられるよう取り組む必要がある。また、本人へ医療・介護の連携により、より良い支援とするようにしていく必要がある。	高齢者支援課
				北但広域療育センターにおいて、幼児期から一貫した療育指導・訓練を提供するとともに、保護者・家族への支援の充実、関係機関との連携体制の構築を図っている。	適切な時期に指導・訓練を受けられるよう、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の増加を図り、相談支援体制を充実することが必要である。	社会福祉課
		健康・体力づくりの推進	健康増進施設を活用した障害のある人のスポーツ環境の整備や生活習慣病予防、運動習慣づくりなどの取組を推進します。	健康増進施設「ウェルストーク豊岡」で障害者料金を設定しており、利用者数は2021年度延べ17人から2025年度延べ218人に増加している。あわせて、健康運動教室「はつらつチャレンジ塾」（2025年3月で終了）、玄さん元気教室（2025年度は210団体・延べ212団体で実施）、健康ポイント制度（運動健康ポイントシート、スマホアプリ「とよおか歩子」）による健康づくりを推進している。	各事業について市広報やホームページ等で周知しているが、障害者の方に対するPRは十分でないと思われる。今後も関係機関と連携・調整を行い、より多くの方に参加してもらえる内容や環境づくりの検討が必要である。	健康増進課
		リハビリテーション体制の充実≪拡充≫	障害のある人が、その障害に応じた機能訓練などを受けることができるよう、リハビリテーション体制の充実に努めます。 また、重度の肢体不自由の方が、定期的にリハビリテーションの利用ができるよう支援します。	在宅リハビリ訪問事業（但馬長寿の郷の理学療法士・作業療法士による訪問）により、身体評価・体操方法・福祉用具の選定・住宅改修等の支援を行っている（2025年度は障害のある方5人・延べ6回訪問）。	障害がある方の在宅療養について、在宅リハビリ訪問事業のサービスが活用できることが十分に周知できていない。	健康増進課
				豊岡市在宅重症心身障害児（者）訪問看護利用支援事業補助金、豊岡市重度身体障害児者訪問リハビリテーション利用料助成事業を実施していたが、県の要綱変更に伴い2021年7月以降は福祉医療制度の対象となり、両事業は終了している。	支援制度の利用が必要な方との接点が減少し、ニーズを拾いにくくなっている。	社会福祉課
		障害の特性に配慮した保健・医療サービスの充実	障害の特性に配慮した保健・医療サービスが受けられるよう努めるとともに、医療的ケアが必要な障害児・者や難病患者に対するサービス基盤を充実させるための方策を検討します。	医療的ケアが必要な障害児・者に対するサービス基盤の充実に向け、家族や関係機関からの聞き取りを行うとともに、医療的ケア・重症心身障害対応型施設整備事業費補助金を交付している。2025年度は補助対象の2施設が完成した。	2025年度から社会福祉課に「医療的ケア児等コーディネーター」を配置しているが、コーディネーターとしての役割を担う体制が整っていない。	社会福祉課
				医療的ケアが必要な障害児について関係機関と連携しながら個別支援を実施し、人工呼吸器装着の難病患者に対しては豊岡健康福祉事務所と連携して災害時対応の確認等の個別支援を行っている。	医療的ケアを提供できる施設の整備は医療機器の設置等で通常より整備費用が高くなり、手厚い人員配置も必要になることから、民間事業者にとって事業着手・運営のハードルが高い。医療的ケアが必要な障害児・者や難病患者などが安心・安全に在宅生活を送るうえでの環境整備など、必要なニーズの把握が十分にできていない。	健康増進課
（４）「地域で生活できる」まちづくり	②精神保健施策の推進	理解促進、啓発活動の推進≪拡充≫	研修会や教育現場などさまざまな場面での啓発活動や、支援機関が障害のある方と地域をつなぐ取組を通じて、精神障害に対する理解の促進を図り、精神障害のある人が暮らしやすい地域社会をつくります。 また、啓発活動にあたっては、引き続きピアサポーターを活用していきます。	ひきこもり支援啓発用パンフレットの設置、障害者週間にあわせた市広報での啓発、「但馬地区精神保健福祉研修会」への協力、精神障害者相談支援事業所とピアサポーターによる県立高校での出前講座などを実施している。2025年度はクラーク記念国際高等学校豊岡キャンパスへの情報提供や、城崎・但東民協定例会でのひきこもり実態に関する情報提供も行った。	精神障害者の地域移行が進められる中、地域での精神障害者に対する理解には課題があり、当事者と地域をつないでいく取組を行っている障害者の支援機関は少ない状況である。	社会福祉課
				こころの健康づくり対策としてうつ病予防のパンフレット・リーフレットの配布や玄さん元気教室や健康教育で啓発活動を実施している。	健康づくり応援隊（健康教育）のテーマとしているが、地区のほうから選ばれにくいテーマのため、意識して啓発の機会を設定する必要がある。	健康増進課
		こころの健康づくりの推進≪拡充≫	自殺、うつ病の相談窓口の充実や支援体制の整備を図るとともに、自殺、うつ病のハイリスク層に対する支援のあり方を検討します。 また、相談窓口に来ることができない方、電話では相談しづらい方が相談できるように、さまざまな機関が行っているSNSを利用した相談窓口の周知を行っていきます。	自殺予防週間（9月）・自殺対策強化月間（3月）にあわせ、広報・防災行政無線・ポスター掲示等で相談先を啓発している。もしもし電話健康相談による相談窓口の一本化、こころの相談窓口チラシの医療機関・薬局等への配布、「こころの健康に関する庁内つなぎ先一覧」の作成・庁内掲載、地域での健康教育（健康づくり応援隊、玄さん元気教室等）を行っている。こころのケア相談（年6回）、こころの相談室（年12回）による相談対応も継続している。	高齢者はうつの初期症状について知らない割合が高いが、高齢者向けのうつ予防健康教育の機会は限られており、より幅広い周知啓発が必要である。相談窓口の啓発は紙媒体・放送に加えホームページやSNSも取り入れているが、悩みを抱える人は多く、一層の周知が必要である。	健康増進課
		関係機関との連携	相談支援やケアマネジメントなどに携わる支援者が専門性を持って、充実した支援を提供することができるよう、障害者自立支援協議会を核とした関係機関の連携強化や人材育成を図ります。	精神保健に高い専門性を持つ生活支援センターほおずきに精神障害者相談支援事業を委託し、各相談支援機関の相談スキル向上を支援している。基幹相談支援センター派遣委託事業を活用し、主任相談支援専門員によるケース検討派遣・同行派遣を行い、相談支援専門員の育成に取り組んでいる。	相談支援専門員やヘルパーなど多くの分野で人材不足があり、ひきこもり支援においても支援の長期化に伴いケアマネジメントできるマンパワーが不足している。	社会福祉課
				必要な関係機関へのつなぎ・連携ができるよう、民生委員児童委員や市職員向けのゲートキーパー研修を継続実施している（2025年度は市職員向け研修に112人参加）。研修時には庁内つなぎ先一覧を配布し、相談内容によるつなぎ先や関係機関について啓発を行っている。	周囲の人が気づいて早めに相談につながるよう、ゲートキーパー研修を様々な団体等に継続実施するとともに、相談窓口の周知や関係機関との連携を深めていく必要がある。	健康増進課
		地域移行・地域定着の推進	県が開催する精神障害者地域移行・地域定着戦略会議等と連携を図りながら、相談支援事業者による地域移行・地域定着の取組が円滑に実施できるよう支援します。	精神障害者地域移行・地域定着戦略会議に毎月参加し、医療機関や関係機関と連携して円滑な地域生活への移行を図っている。困難ケースについては関係機関と連携した個別支援や関係課との調整も行っている（2025年度実績：地域移行支援8件、地域定着支援19件）。	精神科病棟の長期入院患者のうち、多くの課題を抱える患者は地域移行が進みにくい状態にある。長期入院の精神障害者の高齢化も進んでおり、高齢障害者が安心して過ごせる高齢者支援施設の理解促進も必要である。	社会福祉課
				精神疾患を持つ人が地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携しながら個別支援を実施している。地域活動支援センターについても日中活動の場として活動内容を紹介し、啓発に努めている。	家族関係の希薄化や高齢化などにより家族での支援が困難になっており、各種サービスの利用が増えているため、関係機関やサービスの調整が必要となっている。	健康増進課

豊岡市障害者計画　施策事業の検証　（2021～2025年度）

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	事業実績	課題	所管課
（４）「地域で生活できる」まちづくり	③生活支援の充実	地域生活支援拠点等の整備 ≪拡充≫	障害のある人の重度化や高齢化する中で、自立した生活を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れなど）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。拠点等の整備にあたっては、それぞれの機能の担い手となる関係機関へ働きかけます。	2025年度、地域生活支援拠点等の整備に向け、自立支援協議会ちょうせい会議および全体会議で方針を共有した。	他市町の状況として、体制は整備したが実際には機能しない可能性があるという意見もある。	社会福祉課
		障害のある人の高齢化、重度の障害のある人への対応 ≪拡充≫	重度の障害のある人が、地域で自立して生活していくために必要な支援を行うとともに、全国的にも進みつつある障害のある人及び介助者の高齢化への対応に努めます。 〇重度の人を対象としたサービス体制（短期入所など）の充実 〇豊岡市老人福祉計画・第８期介護保険事業計画の施策との調整 〇地域包括支援センターなどとの連携 〇共生型サービスの推進	介護保険サービスへの移行や高齢障害者の介護と障害の併給について、個別ケースに応じて高年介護課や地域包括支援センター等と連携して対応している。	障害福祉から介護保険へのスムーズな移行がしにくい。医療的ケア児者の保育・教育環境、福祉サービス、災害時対応等に関する協議や、高齢障害者の日中活動先の選択肢拡充が必要である。	社会福祉課
				「家族介護用品支給事業」「訪問理美容サービス事業」について、市ホームページ・高齢者ふくしガイドブックで周知・啓発している。	「家族介護用品支給事業」は国において事業の廃止・縮小方針が示されていることから、情報を収集しつつ本事業のあり方について検討する必要がある。身体上の理由等で理美容院へ行くことが困難な高齢者等に、より利用してもらえるよう周知・啓発が必要である。	高齢者支援課
		障害福祉サービス等の利用促進	障害のある人の地域での自立した生活を支えるため、障害福祉サービスや自立支援医療費及び補装具費の支給など、必要な人が適切に利用できるよう、事業の周知やニーズの把握に努めます。	「障害者福祉関係の助成とサービス」について市ホームページに掲載し情報を更新して案内しているほか、新規の手帳取得者には「障害者福祉のしおり」を配布し、利用できるサービスについて説明している。	特になし。	社会福祉課
		障害福祉サービスの質の向上 ≪拡充≫	障害者自立支援協議会を通じて、サービス事業者間の人材交流、情報交換の機会や研修会を開催することにより障害福祉サービスの質の向上に努めます。 また、サービス事業者への外部評価などの仕組みの活用を働きかけます。	障害者自立支援協議会の各部会（はっしん部会、こども部会、せいかつ部会等）において、権利擁護研修や成年後見制度に関する研修、事例検討のワークショップ等を実施し、障害福祉サービス事業所の職員と相談支援専門員の人材交流・情報交換の機会を設けている。	今後も職種・事業所を超えた横の連携強化が必要である。	社会福祉課
		地域生活支援事業の推進	障害のある人が、日常生活を快適にかつ安全に送ることができるよう、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を推進します。	「地域生活支援事業実施要綱」に基づき、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活支援用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、訪問入浴サービス、日中一時支援、レクリエーション活動等支援、点字・声の広報等発行事業等を実施している。	特になし。	社会福祉課
		ライフプランを見据えた支援策の検討 ≪新規≫	障害のある人の自立した生活を見据えて、子育ての段階から指針となるものを作成します。 また、地域生活をする上での課題の全体像をふまえて、障害のある人に支援策を提示するための方策を検討します。	実績なし。	特になし。	社会福祉課
		移動・交通手段の充実【1.③の再掲】	障害のある人が地域において自立した生活を営める環境づくりや、社会参加しやすい環境づくりをめざし、移動の不自由さの解消、交通手段の充実に努めます。 また、障害のある人にとって電車やバスなどの公共交通機関が使いやすくなるよう取組を進めます。	「（1）③移動、交通手段の充実」に掲載の内容と同じ。	「（1）③移動、交通手段の充実」に掲載の内容と同じ。	社会福祉課 高齢者支援課 経営企画課
（４）「地域で生活できる」まちづくり	④家族等介護者の支援	福祉サービスなどの利用促進	障害のある人やその家族が、福祉サービスやボランティア活動、地域の福祉活動などについて知識を深められるように、市ホームページ、出前講座、障害者福祉のしおりなどにより情報提供を行うとともに、これら福祉サービスなどの利用促進を図ります。	障害福祉サービス等の概要をまとめた「障害者福祉のしおり」を障害者手帳交付時に配布し市ホームページにも掲載しているほか、視覚障害者への「声の広報」・議会だより録音CDの配付、聴覚障害者への台風接近時の防災情報FAX送信を行っている。	手帳交付時等に福祉制度の説明をしているが、制度変更時は市広報紙やホームページでの周知に頼る面があり、当事者への情報が十分に行きわたらないことがある。	社会福祉課
				介護保険制度に基づいたサービスが利用できるよう、市ホームページ・出前講座・冊子（「介護保険のしおり」「介護保険料のしおり」「負担割合証のしおり」「みんな笑顔で介護保険」等）により制度内容を周知している。	介護に携わる家族等の心身の負担軽減を図るため、必要な介護サービスが必要な時に受けられるよう情報提供を行うことが必要である。	介護保険課
		家族等介護者のこころのケア	家族介護者が悩みを相談したり、情報交換したりできるように、家族介護者同士の交流の機会づくりを支援するとともに、障害のある人の一時預かりなどの機会の確保に努めます。 ・家族介護支援事業 ・こころのケア相談 ・短期入所などサービス等の情報提供	家族会（豊岡市精神障害者家族連合会等）の活動支援や、自発的活動支援事業の委託による交流活動支援を行っているほか、こころのケア相談・こころの相談室・ひきこもり相談・各種障害者相談等の広報・紹介、対象者への短期入所等サービスの情報提供を行っている。	各障害者相談員による定例相談が、相談機会として認知され有効に活用されるための検討が必要である。	社会福祉課
				認知症の方やその家族を支援するため、「認知症家族介護教室」や「若年性認知症の人と家族のつどい」、認知症カフェ（市内複数か所）を実施している。なお、家族介護教室・家族介護者交流事業はインターネット等の普及により参加者が徐々に減少したため、2025年3月で廃止となった。	認知症当事者の思いを共有する場や、居場所などが必要である。また、認知症の人の家族や介護を終えた介護者の体験談を共有する場づくりが必要である。	高齢者支援課
				「こころのケア相談（精神科医師による定例相談）」「こころの相談室（臨床心理士・保健師による定例相談）」を実施しており、相談件数のうち家族からの相談・家族同席の相談も一定数を占めている。	こころの相談事業が介護者のストレス等の精神的負担に対する相談場所となることの周知が十分にできていない。また予約制で年間実施日が確定しているため、相談したい時にタイムリーに対応できないこともある。	健康増進課
		放課後等の居場所の確保	医療、福祉、学校、地域と連携し、保育所、放課後児童クラブとの受入調整や日中一時支援事業の充実を図り、保護者が安心して就労できる環境を整備します。	放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・日中一時支援（児童）の支給決定を行っており、支給決定者数は2021年度末（放課後等デイサービス238人、保育所等訪問支援214人、日中一時支援46人）から2025年度末（放課後等デイサービス246名、保育所等訪問支援234名、日中一時支援12名）まで、全体として増加傾向にある。2024年度からは芸術文化観光専門職大学と連携し、障害の有無にかかわらず子どもが安心して過ごせる居場所（地域）づくりに向けた意識調査事業も実施している。	放課後等デイサービスや日中一時支援を提供する事業所が市街地に集中しており、郊外に住む人は利用しにくい状況にある。	社会福祉課
				介護や病人の看護を理由とした保育所・認定こども園の入所調整や、一時保育の利用案内、放課後児童クラブの利用調整を行っている（2025年度実績：保育所・認定こども園4名、放課後児童クラブ2名）。	待機児童が発生している状況であるため、介護・看護に係る家庭の児童の受け入れが困難な場合がある。	幼児育成課

豊岡市障害者計画　施策事業の検証　（2021～2025年度）

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	事業実績	課題	所管課
（５）「安全で安心して暮らせる」まちづくり	①福祉のまちづくり	だれにもやさしいまちづくりの推進	自然との調和に配慮し、あらゆる社会的な障壁の除去に努めるとともに、だれもが利用しやすい施設の整備を進めるなど、障害のある人もない人ももともに一人の人間としていきいきと暮らせるまちづくりを推進します。	地域住民と協働し、行政区内での話し合いの場（見守り会議、福祉委員会等）づくりを進め、困りごとを抱えた方の情報共有や見守り方法の検討、専門機関へのつなぎを行っている。障害者基幹相談支援センター等が関わる個別ケースでも、地域支援担当職員が民生委員・区長等と連携し、地域の支え合い活動を広げる取組みを進めている。健康福祉センターでは、掲示物の工夫や車いす・老眼鏡の設置など、誰もが利用しやすい環境づくりにも努めている。	地域の話し合いの場では、多くの住民が障害の問題を「自分から距離がある問題」と感じていたり、偏見や誤った認識から時に地域からの排除に傾いてしまうこともあり、地域内でのサポート体制づくりが円滑に進まないことがある。健康福祉センターは老朽化により冷房設備の故障等の修繕箇所が多く見受けられるが、改修・改善が追いついていない状況にある。	社会福祉協議会
		障害のある人の意見を聞く場の確保	市が進める地域環境や住環境などのバリアフリー化を含めたまちづくりに関して、障害のある人の意見を聞く機会の確保に努めます。 また、企業、商店、事業所なども障害のある人の意見を聞く場を設けるよう働きかけます。	実績なし。	障害のある人との意見交換の機会が少ないため、意見を伺う場を持つ工夫が必要である。	社会福祉課
				障害者居場所づくりの活動を通じて障害のある方の地域生活における困りごとを把握し、関係機関と連携して課題解決を図っている。コープこうべや障害事業所、社協との協議を通じて見守り個配サービスやつながるマルシェを継続実施しているほか、2025年度は企業研修へのユニバーサルスポーツ活用支援や、地域おこし協力隊と連携した就労体験の場の設定（内職雇用に結びついた事例あり）にも取り組んだ。	地域住民をはじめ企業等においても、まだ障害に対する偏見等があり、障害理解を進める機会を増やしていく必要がある。	社会福祉協議会
		地域環境のバリアフリー化の推進	兵庫県福祉のまちづくり条例の啓発、周知に努めるとともに、条例に基づき、公共施設などの整備、改修及び段差の解消など、だれもが利用しやすい施設のバリアフリー化を計画的に推進します。 また、各施設などのバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサル社会づくりに総合的に取り組みます。 【主な整備項目】 〇出入り口などの段差解消 〇誘導用ブロックの敷設 〇多機能トイレの設置 〇手すりの設置 〇障害者等用駐車区画の設置（兵庫ゆずりあい駐車場制度の推進）	「ゆずりあい駐車場」の適正利用の呼びかけや、障害のある方が来所した際にスムーズに施設利用できるよう職員間で意思統一を図っている。福祉学習では、学校や地域周辺のバリアフリー設備を子どもたちと探し、設置理由や機能を学ぶとともに地域での支え合いを考える機会を設けている（2025年度は福祉マップの作成にも取り組んだ）。健康福祉センターには障害者専用駐車区画を設置している。	障害者差別解消法を基本とした「合理的配慮」と「障害者理解の促進」の機運を、豊岡全体で高めていく必要がある。健康福祉センターによっては、「ゆずりあい駐車場」のスペースが確保できていないセンターもある。	社会福祉協議会
		交通環境のバリアフリー化の推進	各関係機関との連携のもと、低床バスの導入を促進するとともに、公共交通機関、交通施設、利用情報のバリアフリー化の推進に努めます。	超低床バス（ノンステップバス、スロープ付き）の導入補助を行っており、導入台数は2021年度1台から2025年度3台に増加している。	低床バス（ノンステップバス）は座席数が少ない、積雪走行に不向きといったデメリットがあり、運行するバス全てを低床バスとすることは難しい。	経営企画課
		住環境のバリアフリー化などの推進	障害のある人の多様なニーズに対応し、住み慣れた居宅で住み続けることができるよう、住宅のバリアフリー化を支援します。また、市営住宅についても、設計や設備などの面でバリアフリーに配慮した整備に努めます。	市営住宅の修繕等の際に、浴槽を浅型設備へ取替える工事を実施している（塩津住宅等）。	特になし。	建築住宅課
				日常生活用具給付事業による住宅改修を実施している（2025年度は浴槽の取替え、トイレ・玄関への手すり取付けの2件）。	特になし。	社会福祉課
		障害のある人の住まいの支援≪拡充≫	障害のある人の円滑な住まいの確保に向けての取組や、自立して暮らしていくための住まいの支援についての調査、研究を行います。 〇グループホームの整備支援 〇公営住宅の空室活用の検討 〇家賃債務保証制度の周知 〇「入居支援のしおり」を活用した支援 〇空き家の活用の検討 〇住まいの確保にあたっての地域の障害に対する理解促進	2023年度より、市営住宅の入居手続きにおいて家賃債務保証会社の利用を可能とした。	入居申込者の希望が一部の住宅（旧豊岡地域、単身入居可能住宅）に集中しており、需要と供給が一致しないため、円滑な住まいの確保が難しい。	建築住宅課
				障害者福祉施設整備事業費補助金によるグループホーム整備支援（新築・改修）や、市内事業所へのグループホーム新規開設サポート事業補助金の交付を行っている。	グループホームの整備推進には、相談支援専門員だけでなく不動産関係者や地域など様々な関係者の理解を得ながら取り組む必要がある。	社会福祉課
		情報、サービスのバリアフリー化の推進	障害者団体などの意見を聞きながら、障害のある人に対応した情報、サービスのバリアフリー化の推進に努めます。 〇わかりやすい印刷物（市広報紙など）、ホームページの作成 〇会議、講演会における配慮 〇選挙における配慮	市広報・ホームページ・SNS（LINE、X、Facebook）・防災行政無線など多様な媒体で、ユニバーサルデザインフォントを使用して情報発信している（2022年1月には広報公式X（旧Twitter）を開設）。	誰にでも伝わる情報発信の手法を検討する必要がある。	秘書広報課
				声の広報・議会だより発行事業（つくしの会へ委託）、録音図書・録音CDの発行、点字図書の発行等により、視覚障害者・聴覚障害者への情報提供の格差解消を図った。		社会福祉課
		観光地における他地域から訪れる人への対応	他地域から観光客が訪れやすくなるよう、観光地における合理的な配慮の提供の啓発、推進に努めます。	市内におけるユニバーサルツーリズムの推進のため地域おこし協力隊を採用し、福祉事業者・アクティビティ事業者と連携した活動を実施している。城崎温泉観光センター内にユニバーサルツーリズムセンター準備室を設置し、城崎温泉ユニバーサルマップを用いた情報提供、電動車いすのレンタルサービス、入浴介助等を提供している。兵庫県から城崎温泉街が「ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア」に採択され、県と連携して城崎温泉外湯のエントランスや足湯のバリアフリー化改修工事等も実施した。障害者等を対象にしたモニターツアーも行い、商品化に向けた課題抽出やルート設定、受入体制の検討を進めている。	地域内外での連携・ネットワークの強化、受入体制の整備、旅行プランの策定等が引き続き必要である。	観光政策課

豊岡市障害者計画　施策事業の検証　（2021～2025年度）

基本目標	基本施策	施策名	施策の内容	事業実績	課題	所管課
（５）「安全で安心して暮らせる」まちづくり	②防犯・防災施策の促進	避難行動要援護者の個別支援計画作成の推進	災害時に障害のある人や高齢者等の避難を支援するため、各行政区における避難行動要援護者の個別支援計画の作成を推進します。 あわせて避難行動要援護者を支援する人の万一の備えのため、個別支援 計画をもとに保険料を市が負担してボランティア保険に加入する取組を推進します。	各行政区に避難行動要援護者に係る個別支援計画の作成・提出を依頼している。作成実績は2021年度130/410人（作成率31.7%）、2025年度107/298人（作成率35.9%）と推移しており、提出された計画に基づき支援者のボランティア保険加入も行っている。	個別支援計画の作成率は5年平均で34.78%であり、作成率向上に向けて未策定の行政区への働きかけ等を行っていく必要がある。	社会福祉課
				災害対策基本法の2021年の改正により、災害時に障害のある人や高齢者等の避難のため、市に個別避難計画の作成について努力義務が課せられた。	共助の取組みである個別支援計画では支援される者より避難支援等実施者が限られ、地域の負担が課題となる地区もあるため、自助の取組みである個別避難計画による早期避難の取組が急務である。	社会福祉課
		災害時安心ファイルの活用	災害時などに障害のある人が適切に避難し、避難先で周囲の理解を得てサポートを受けられるよう、ファイルの制度 について障害のある人だけでなく、広く市民に周知を図ります。 また、障害のある人の直近の状況を把握することができるようにするため、ファイルの更新の呼びかけに努めます。	窓口での配付や、障害者福祉のしおり配布時の紹介を通じて、災害時安心ファイルの周知を行っている。	災害時安心ファイルは障害のある人だけでなく周囲の方にも知ってもらうことが重要であり、市民への広い周知・啓発が必要である。	社会福祉課
		地域防災計画の推進 ≪拡充≫	市ホームページでの地域の取組紹介や出前講座などにより積極的な啓発に努めます。 避難にかかる個別支援計画書の作成例の提供や、対応が進んでいる地域の事例を紹介するなど、情報提供及びワークショップ等の実施による活動支援に努め、各地域での協働による支援体制づくりの推進を図ります。 また、要配慮者利用支援施設へ避難確保計画の作成を推進します。	出前講座（2025年度は35回実施、約1,150人参加）を実施している。避難行動要支援者については、地域で避難行動が支援することの大切さを伝えている。障害者団体からの依頼による当事者向け啓発にも取り組んでいるほか、要配慮者利用施設の避難確保計画は策定率100%に近い水準を維持している。	避難行動要支援者への支援は、市が推進している個別支援計画だけでは、支援者に対し支援を受ける方が多く、地域から支える限界がある声が聞こえる。 避難行動要支援者が、個別避難計画の作成をすることで、自助、共助の地域での協働の支援体制が図られるため、個別避難計画推進をする必要がある。	危機管理課
		防犯体制の整備	防犯体制の整備	豊岡市生活安全推進協議会の会議を毎年開催し、各防犯協会・地区コミュニティ・区長会・豊岡警察署等と防犯の取組について意見交換している。地域での見守り活動や巡回パトロールの実施により行政・住民・警察の連携を強化するとともに、防犯カメラ・防犯灯の設置費用の一部補助も行っている。	特殊詐欺や警察官をかたった詐欺等が増えており、誰もがいつ犯罪に巻き込まれるかわからない状況にある。今後も警察等と情報共有し、社会全体で犯罪を発生させない環境づくりと対策の普及啓発が必要である。	生活環境課
		災害時・緊急時における情報提供の充実と対応の検討 ≪拡充≫	防災行政無線、登録制メール、防災情報 FAX など、複数媒体による情報提供の確保を図るとともに、災害時・緊急時において障害に起因する特性のある方へ一般の避難所内に落ち着いて滞在 できる 福祉避難室を確保します。 災害時要援護者に対する地域の支援体制を構築するため、専門職等関係者による実効性の高い個別支援計画（マイプラン）を作成するなど、避難時 における避難 の仕組みづくりを検討します。	防災行政無線の放送内容をひょうご防災ネット（スマホアプリ、登録制メール）やＳＮＳにより伝達している。出前講座やワークショップ、各種イベント、窓口等でひょうご防災ネットのチラシを配布し登録を促している。	ひょうご防災ネットは、アプリの登録などが必要であるため、特に防災無線の放送が聞き取りにくい人に対しては、ひょうご防災ネットへの登録を引き続き勧奨する必要がある。	危機管理課
				災害時に防災無線で放送される台風の進路情報や避難情報等について、防災FAX・メールの登録者へ内容を簡潔にして情報提供している。	特になし。	社会福祉課
				豊岡市主任介護支援専門員研修会等において、災害時の業務継続（BCP）に関する研修や、個別支援計画作成への協力依頼を行っている。	介護支援専門員にはBCP策定等の制度についてまだ認識が薄く、今後も情報提供が求められる。個別支援計画の作成を依頼する場合は、対象者のリストアップや作成の流れ・報酬（減算）等を具体的に提示していく必要がある。	高齢者支援課
		福祉避難所の充実	高齢者の入所施設等との間に、災害時、緊急時に安心して避難できる場所として、福祉避難所協定を締結しています。 引き続き福祉避難所となりうる施設との協定を進めます。	福祉避難所（障害者支援施設等）の担当者との協議を実施し、現状確認や今後の課題等を確認している。福祉避難所として協力してもらえる機関・施設との協定締結を引き続き進めている。	福祉避難所への早期避難は、施設を使用せざるをえない避難行動要支援者が個別避難計画を作成し、福祉避難所施設との事前に避難を調整することが有効である。	危機管理課
				豊岡市介護支援専門員連絡会において、福祉避難所のガイドライン改正のポイントや在り方・利用方法・対象者について情報提供を行い、平時からの備えの必要性を普及啓発している。	各居宅介護支援事業所により取組状況は様々であり、災害時にリスクが高く直接避難を必要とする方を把握していく必要がある。	高齢者支援課
		地域支援体制の充実	災害時には、行政などの支援とともに、隣近所による協力、助け合いが必要です。市が作成し全世帯に配布した「行政区別防災マップ」を活用した市民総参加訓練における要援護者避難訓練や地区ごとの避難支援マニュアルの作成、防災訓練の実施等を支援します。 地区における支援体制づくりの取組状況についても継続的に把握し、地域防災力の充実、強化に努めます。	避難行動要支援者の避難誘導訓練の実施区数は、2021年度60区（8.8%）から2025年度実態調査で67区（19%）に増加している。	避難行動要支援者の避難誘導訓練を自主防災組織に促進するものの、避難支援等実施者の不足、負担の過大がある。 危機管理課では、引き続き自主防災組織等に対する出前講座や防災ワークショップなどを行うものとする。 （今後は、社会福祉課による個別支援計画の推進に加え、個別避難計画の推進の実施が求められてくる。）	危機管理課
				各行政区に対して個別支援計画の作成・提出を依頼しており、提出のあった行政区は2021年度152/359区、2025年度127/359区となっている。	行政区によって個別支援計画の作成に対する意識に差があると思われ、未策定の行政区に計画作成に取り組んでもらえるよう働きかけていく必要がある。	社会福祉課